

## 2 生活に関係する制度

### (1) 税金

日本に住んでいる人は、外国籍であっても税金を納める義務があります。税金の種類には次のようなものがあります。

#### ① 所得税

事業所得や給与など、個人の1年間（1月1日～12月31日）の所得に対してかかる税金です。

納税の方法には次の2つの方法があります。

A 確定申告	自分で所得金額や税額を計算して税務署に申告する。
B 源泉徴収	雇用主が給与から所定の所得税を控除して納税する。

Bの方法の場合は、自分で手続きを行うことはほとんどありませんが、医療費が一定額を超えた場合や災害の被害にあった場合などは、自分で申告することにより、税金の還付を受けられる場合がありますので、税務署に相談してください。

#### ② 住民税（個人県民税，個人市町民税）

1月1日現在、日本国内に住所がある人に課せられる税金です。給与所得者は、所得税と同じように給与から差し引かれ、それ以外の方は、毎年6月に送られる納付書により銀行などで納税します。

#### ③ 消費税

物を買ったり，サービスを受けたりしたときに，その価格の一定率が消費税として課税されます。

#### ④ 自動車税，軽自動車税

4月1日時点の自動車，軽自動車，モーターバイク等の所有者に課せられる税金です。毎年4月～5月に送られる納付書により銀行などで納税します。

#### ⑤ 固定資産税

1月1日現在，不動産（土地，建物）や償却資産を所有している場合，その資産の評価額をもとに課せられる税金です。毎年送られる納付書により銀行などで納税します。

#### ⑥ その他の税

ここで説明した税以外にも，不動産を取得したとき，車を買ったときなどにも税金がかかります。



県税イメージキャラクター タッピー

## (2) マイナンバー制度

### ■「マイナンバー」が送られています。

日本では2015年10月から「マイナンバー制度」がスタートしました。

マイナンバーは一人に一つだけの番号で役所などでの手続きに必要な大切なものです。

2015年10月以降、みなさんの自宅（市町に登録している住所）に市町から封筒が送られています。

封筒にはマイナンバーが書かれた「通知カード」が入っています。

### ■マイナンバーは大切にしてください。

「通知カード」は捨てたり破ったりせず大切に保管してください。

マイナンバーを不正に利用されないため、必要がなければほかの人にあなたのマイナンバーを教えないでください。

### ■「マイナンバーカード（個人番号カード）」がもらえます。

「マイナンバーカード」には、マイナンバーが書いてあり身分証明書にもなります。市町によっては、コンビニで住民票をもらうこともできるなどとても便利です。

「マイナンバーカード」をもらうためには「通知カード」と一緒に届く申込書に必要なことを書いて送り返してください。

### ■わからないことがあったら。

下のホームページを見るか、下の電話番号に電話してください。住んでいるところ（市町）の役所にも聞くことができます。

○ホームページ	
<a href="http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html">http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html</a>	
○コールセンター（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語） 平日9:30~20:00, 土日祝日9:30~17:30（年末年始を除く）	
【マイナンバー制度に関すること】	☎0120-0178-26（無料）
【通知カード、マイナンバーカード又は紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止について】	☎0120-0178-27（無料）